

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
1	資料1_現行計画の概要と策定工程について	2	大友委員	<p>議事 1 重点項目について</p> <p>第 4 節 障害福祉サービスの充実 緊急一時支援の認知率の目標値について、障害児の割合が令和 7 年度の実績より下がっている理由は为什么呢？まだまだ障害児への認知も進めて行く必要はあると感じていますが、下げてある理由が何等かあればお教えいただければと思います。</p>	<p>資料の記載に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。</p> <p>緊急一時支援の認知率（障害児）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度末：16.7%</li> <li>・<b>令和 7 年度調査結果：35.3% → 32.8%（訂正）</b></li> <li>・令和 8 年度目標値：35.0%</li> </ul> <p>となります。</p> <p>なお、令和 7 年度調査結果については、令和 4 年度末より上昇しているものの、現計画策定時に設定した令和 8 年度目標値には達していない状況であることから、ご指摘の通り、引き続き障害児やそのご家族への認知向上に取り組んでまいります。</p>	<p>障害福祉課 事業庶務班 ・ 支援班</p>
2	資料2_次期計画構成案（全般）	1	瀧本委員	<p>前調査結果からの策定と思いますが、 全て継続の中、重点項目 5 項の理由は何でしょうか？</p>	<p>重点項目の 5 項目につきましては、現計画から継続しておりますが、各分野とも依然として重要性が高く、中長期的な取組が必要であることから、次期計画においても重点項目として位置付ける方向で整理しているものです。</p> <p>特に、権利擁護、医療的ケア児支援、就労支援、相談支援体制、防災体制につきましては、障害の重度化・多様化や家族構成の変化、地域生活への移行ニーズの高まりなどを背景として、支援ニーズが年々複雑化しており、継続的な課題であると同時に、近年さらに重要性が高まっている分野であると認識しております。</p> <p>また、これらは障害のある方の地域生活を支える上で、分野横断的に影響する重要なテーマであることから、市として重点的に取り組む必要があると考えております。</p> <p>なお、お示ししている重点項目につきましては、現時点の案であり、確定したものではありません。重点項目の選定や計画骨子の考え方につきましては、本協議会において議論いただきたいと考えておりますので、ご意見を踏まえながら整理してまいります。</p>	<p>障害福祉課 事業庶務班</p>

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
3	資料2_次期計画構成案(全般)	1	瀧本委員	<p>重点目標についての質問です。 当初から同じでしょうか？ それとも異なる？ その場合は、改善されていたのでしょうか？ 改善された理由として、国の補助金や政策などが変わったからでしょうか？</p>	<p>重点項目につきましては、当初から全く同じ内容ではなく、社会状況や制度改正、市民ニーズ等を踏まえながら、必要な分野を追加し、段階的に拡充してきた経過があります。</p> <p>第2次計画(H25～R2)では、「就労支援」「相談支援体制」「防犯・防災対策」の3項目を重点項目としていました。</p> <p>その後、第3次計画(R3～R5)は、障害者差別解消や権利擁護の重要性の高まり、医療的ケア児支援に関する法整備や支援ニーズの増加などを踏まえ、「権利擁護」及び「医療的ケア児支援」を加え、現在の5項目としております。</p> <p>一方で、従来の課題が解決したため重点項目から外したというよりは、継続的に取り組みつつ、新たな課題を追加してきた経過となります。</p> <p>このように、重点項目は従来の課題を継続しつつ、国の施策や補助制度の拡充、地域課題の変化等に応じて、必要な分野を追加しながら現在の形となっております。</p>	障害福祉課 事業庶務班
4	資料2_次期計画構成案_第1節施策1_市民意識の醸成	1	瀧本委員	<p>【第1節の市民意識の醸成】が悪く、今のままの継続内容で良いのでしょうか？ 意識向上は、他方面からしても重要ではありませんか？</p>	<p>アンケート調査結果報告書(P172)では、「交流したいと思わない・わからない」と回答した割合は前回調査より増加しており、市としても障害理解や交流促進については引き続き重要な課題であると認識しております。</p> <p>一方で、(P173)内訳をみると、「交流したいと思わない」は30～40歳代で比較的高い傾向がみられる一方、「わからない」は60歳代以上で高い傾向がみられるなど、回答内容によって年代別の特徴に違いがみられています。</p> <p>また、「身近にいる障害のある人に対して、できる範囲で手助けする」は各年代を通じて最も高い回答割合となっており、交流や支え合いに対する意識については、年代や回答内容によって異なる傾向がみられる結果となっています。</p> <p>このため、今後につきましては、現在実施している障害理解や交流促進に関する取組を継続するとともに、アンケート結果を踏まえ、年代や対象に応じた周知・啓発や交流機会のあり方についても工夫しながら取り組んでまいります。</p>	障害福祉課 事業庶務班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
5	資料2_次期計画構成案_第2節施策1_障害児の早期療育につなげるための早期発見	1	川越委員	<p>「みらいのとびら」について、令和7年度第1回の協議会において、令和7年5~7月の相談実績をご報告いただきました。引き続き、8月以降の実績をお聞かせください。</p> <p>合わせて、この窓口からの相談を経て把握しえた課題や効果的な対応の例について、手応えなどがあればお聞かせください。</p>	<p>令和7年8月以降の実績につきましては、下記のとおりとなります。</p> <p>相談延べ人数 (実人数) 世代別内訳)</p> <p>8月: 17人 (実人数11人) (未就学児6人、小中学生11人、高校生以上0人)</p> <p>9月: 12人 (実人数9人) (未就学児5人、小中学生7人、高校生以上0人)</p> <p>10月: 17人 (実人数9人) (未就学児6人、小中学生11人、高校生以上0人)</p> <p>11月: 15人 (実人数10人) (未就学児7人、小中学生7人、高校生以上1人)</p> <p>12月: 26人 (実人数15人) (未就学児6人、小中学生20人、高校生以上0人)</p> <p>令和8年1月: 12人 (実人数8人) (未就学児5人、小中学生7人、高校生以上0人)</p> <p>2月: 11人 (実人数8人) (未就学児4人、小中学生7人、高校生以上0人)</p> <p>3月: 16人 (実人数14人) (未就学児5人、小中学生11人、高校生以上0人)</p> <p>4月: 18人 (実人数8人) (未就学児5人、小中学生13人、高校生以上0人)</p> <p>また、相談業務を通じて把握した課題につきましては、保護者の受容が進まないなかで、早期療育に繋がりにくいケースや、他機関との連携が必要なケースにおいて、協議が思うように進まなかったケースなどがありました。</p> <p>一方で、相談窓口の効果としては、医療や療育に繋がっていくことで、ご自身の発達特性と上手に付き合っていくスキルを身に付けることができた、また、行き渋りや不登校などの二次障害から脱却することができたケースなどがございました。</p> <p>特に、教育委員会の特別支援教育課とは密に連携を取りながら、学校と家庭の両軸で支援するケースが多くございました。</p> <p>なお、今年度は、心理士2名(正規職員1名、会計年度任用職員1名)増員し、相談体制の更なる強化を図ったところです。</p> <p>引き続き、市内医療機関様とも連携をとらせていただきながら、発達特性をもつお子さんの支援に努めてまいります。</p>	子ども部 発達支援担当室

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
6	資料2_次期計画構成案_第2節施策1_障害児の早期療育につなげるための早期発見	1	川越委員	<p>こども発達センターにおける外来療育の初診と再診の療育件数を、年度ごとに過去3年間についてお示してください。</p> <p>また、令和7年度第1回の協議会で「外来療育が終了となった方への対応」について、「保護者の同意がある場合と保護者の同意がない場合で対応が異なる」、「次回以降報告する」という議論がなされました。終診後の対応フローについて、この間の検討の進捗や取組状況をお聞かせください。</p>	<p>令和5年度 初診596件、再診10,152件 令和6年度 初診701件、再診10,477件 令和7年度 初診582件、再診10,696件</p> <p>前回お知らせのとおり、医療的な継続フォローが必要と判断した児童については就学時・就学後を問わず診療情報提供書を発行し、他院へ紹介しています。</p> <p>書面での情報提供は終診時に限らないが、保護者に対し希望に応じて検査結果や、療育経過などを発行しています（有料）。</p> <p>今年度より、4月以降に実施した心理の検査結果については、無料でお渡しできるようになりました。</p> <p>終診後に新たな困りごとが生じるなどして、医療機関への受診を希望する場合は、当センターでの診療・療育経過を診療情報提供書としても発行しています。</p> <p>学校での困りごとに関しては、求めに応じて巡回指導を実施しています。</p> <p>また健康福祉会館内に、学校教育部の特別支援教育課・五香分室もあり、就学や、入学後の困りに対して相談できる場もあり、いつでも気になるときに相談できる窓口はあります。</p>	健康福祉会館

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
7	資料2_次期計画構成案_第2節施策2_障害に応じた療育の充実	1	川越委員	<p>令和7年度にこども発達センターが児童発達支援センターの中核拠点型の指定を受けたとのこと。令和6年度末には東松戸病院が閉院しています。これらに関連して、中核拠点を担うにあたり、人員配置や果たす機能がどのように変わったのか、現状をお聞かせください。</p>	<p>こども発達センターは2階の診療所と1階の児童発達支援センター（通園施設）を合わせた総称です。今回中核拠点の指定を受けたのは、1階の児童発達支援センター（通園施設）となります。</p> <p>人員配置的には1階の通園施設に心理士を常勤専任で配置し、2階の専門職については今まで以上に1階通園施設への関りを深めていただくことになります。</p> <p>中核拠点に求められるものは、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「地域の障害のあるこどもの発達相談の入り口としての幅広い相談機能」</li> <li>・現状維持</li> <li>2 「幅広い高度な専門性に基づく発達支援」</li> <li>・常勤専任の心理士の配置及び今まで以上に2階専門職が通園施設に関わることで、多職種連携による高度で専門性のある療育を実施。</li> <li>3 「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」</li> <li>・常勤専任の心理士及び通園施設の経験豊富な保育士が市内事業所を訪問するとともに、通園施設での体験実習や研修会を実施することで地域事業所の強化を図る。</li> <li>4 「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」</li> <li>・インクルージョンについては、従来から巡回相談や保育所等訪問支援により実施してきたが、今後は関係機関参加による会議の開催が必要と考える。</li> </ol>	健康福祉会館

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
8	資料2_次期計画構成案_第2節施策2_障害に応じた療育の充実	1	川越委員	<p>「地域における児童発達センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き（こども家庭庁）」には、基幹相談支援センターとの役割分担例について記載があります。</p> <p>松戸市において、こどもに関する相談は、今後どこが担うことになるのか、この拠点が基幹相談支援センターの負担を軽減する一手になりうるのかなどについても、今後検討するべきかと思料します。</p> <p>どのような役割分担や方法がありうるのかについて、他市の例も踏まえて、選択肢をお示しください。</p>	<p>中核機関として指定を受けた松戸市こども発達センターでは、現在も発達に関する相談支援を実施しており、主に未就学児を対象とした発達相談や支援を行っております。一方で、学齢期以降の相談や、障害福祉サービス利用に係る受給者証の申請や計画相談等につきましては、基幹相談支援センター等をご案内している状況です。</p> <p>現時点では、こども発達センターと基幹相談支援センターとの役割分担や連携体制について、十分に整理された状況には至っておりませんが、今後につきましては、中核機関として求められる役割も踏まえながら、障害児相談のあり方や関係機関との連携体制について、切れ目のない相談支援体制の構築に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>また、未就学児を中心とした発達に関する初期相談や専門的支援をこども発達センターが担い、学齢期以降の相談支援や障害福祉サービス利用に係る計画相談、地域全体の相談支援体制の調整等を基幹相談支援センターが担うなど、それぞれの専門性を活かした役割分担のあり方についても検討してまいります。</p>	<p>障害福祉課 支援班</p> <p>健康福祉会館</p>
9	資料2_次期計画構成案_第2節施策2_障害に応じた療育の充実	1	佐塚委員	<p><b>【18歳の壁と受け皿の不足】</b></p> <p>松戸市内において、医療的ケアが必要な子どもたちが18歳（成人）を迎えた際、利用できる施設やサービスがほとんどないという深刻な現状があります。</p> <p>① 松戸市として、18歳以降の医療的ケア児の受け皿（生活介護事業所など）の不足をどのように認識し、今後どのように拡充していく計画ですか？</p> <p>② 「やまぼうしショートステイの休止」など、既存の支援が減っている状況に対して、市として代替案や新たな対策をどう考えていますか？</p> <p>③ 「医療的ケア児支援センター」との連携を含め、学校卒業後のライフステージの変化に合わせた「切れ目のない支援」を具体的にどう実現していくつもりですか？</p>	<p>18歳以降の日中活動の場（生活介護、就労継続事業所）の受け入れ時間や事業所数の不足により、ご家族の負担が増大していることは認識しております。また、アンケートで人員不足や職員のスキル不足を課題と回答する事業所が多かったため、支援者が医療的ケアの知識や手技を学ぶ「スキルアップ研修」を1回/年実施しています。</p> <p>短期入所事業所については、千葉県「医療型短期入所事業所設備整備事業」等を利用した新規事業所の開拓や受入数増加の体制について検討してまいります。</p> <p>今年度予定されている医療的ケア支援法の改正内容等、国の動向を注視しながら、関係機関と連携しながら支援体制について協議していきます。</p>	<p>障害福祉課 事業庶務班</p>

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
10	資料2_次期計画構成案_第2節施策4_医療的ケア児等の支援体制の整備	1	瀧本委員	第2節の医療的ケア児等支援体制支援について医ケアコーディネーターの配置について検討とありますが、完全配置することは無理なのでしょうか？	<p>現状、4名いる医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、医療・福祉・教育等の関係機関をつなぐ重要な役割を担うものと認識しており、関係機関との調整やライフステージを通じた支援体制づくりの観点からも、コーディネーター機能の充実は重要であると考えております。</p> <p>一方で、配置にあたっては、人材確保や役割整理、関係機関との連携体制の構築など段階的に整備していく必要があることから、直ちに十分な配置体制を整えることは難しい状況です。</p> <p>そのため、計画は「配置を検討」としており、今後につきましては、地域の実情を踏まえながら、より効果的な支援体制の構築に向けて検討していきたいと思っております。</p>	障害福祉課 事業庶務班
11	資料2_次期計画構成案_第2節施策5_高齢期における切れ目のない円滑な支援	1	川越委員	<p>前回の協議会で、60歳～64歳のセルフプラン人数について報告がありました。 (60歳：1人、61歳：15人、62歳：9人、63歳：5人、64歳：11人)</p> <p>65歳問題に関する取り組みの進捗をモニタリングするために、把握した「セルフプランを作成している方」をコホートとして捉えて、その後の市の取り組みや支援により、「相談支援専門員がついた」、「介護支援専門員がついた」など、適切なアセスメントやケースマネジメントが実施される体制を確保できたかを把握する方法を提案します(別紙D)。いかがでしょうか。</p> <p>なお、前回会議の時点では、「介護支援専門員による支援の有無」について、障害福祉課では把握できていないとのことでしたが、その後の介護保険課との協議について、進捗をお聞かせください。</p>	<p>セルフプラン且つ介護保険相当のサービス(居宅介護・短期入所・生活介護)受給者を対象として、介護保険制度移行を見据えた相談専門支援員を利用するメリットについて記載のある案内文を59歳時から63歳時にかけて毎年送付します。</p> <p>64歳時には従来どおり65歳到達の半年前に書面にて介護保険制度移行の案内を行い、3カ月前には電話にて進捗状況を確認します。</p> <p>また、対象者からセルフプランを受理した際及び、障害支援区分認定調査を行う際は、地区の担当者が対象者と接点を持ち、相談支援専門員利用の案内を行います。</p> <p>認定調査については介護保険制度への移行時に備え、丁寧に聴き取りを行います。</p> <p>対象者から相談専門支援員の利用について意向が聞かれた場合は、円滑に調整が図られるよう、圏域の基幹相談支援センターへ橋渡しを行います。</p> <p>毎年、対象者数の把握は可能であるため、市の取り組みについて評価を行うことは可能です。</p>	障害福祉課 CW班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
12	資料2_次期計画構成案_第4節施策2_障害福祉サービスの充実	1	澁川委員	松戸市は事前申出制度を活用し…とありますが、それと重度障害者を受け入れることがどう結びつくのかがよく理解できないので、教えていただきたいです。	<p>意見申出制度とは、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを踏まえ、県が行う障害福祉サービス事業所の指定に対して意見を申し出ることができる制度です。</p> <p>具体的には、事業者が新規指定申請や更新申請を県に行った際に、市から県へ意見を申し出ることができ、県はその意見を勘案して指定に必要な条件を付すことができる仕組みとなっております。</p> <p>そのため、制度を利用することで、例えば『重度障害者などの積極的な受け入れに努めること』などについて、市として意見を申し出ることが可能となります。</p> <p>また、既存事業所の更新時についても同様に意見申出を行うことができ、日中サービス支援型グループホーム評価部会等における評価項目としても活用していくことなどができるものと考えております。</p>	障害福祉課 事業庶務班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
13	資料2_次期計画構成案_第4節施策2_障害福祉サービスの充実	1	川越委員	<p>国は令和11年度末までにのぞまないセルフプランを0にする方針を打ち出しています（社会保障審議会障害者部会R7.11.10.）。この国の方針を達成する取り組みや議論に資するために、以下のような数値の経年トレンドを過去5年間についてお示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談について、児と者それぞれの計画策定率</li> <li>・相談支援専門員の人数（実数と常勤換算数）</li> <li>・相談支援専門員の常勤一人当たりを担当している障害児・者数</li> <li>・「意図してセルフプランを作成している」以外の割合（障害者計画策定のためのアンケート調査で「自身で利用するサービス、事業所を選択できるから」以外と回答している割合）</li> </ul>	<p>計画相談について、過去5年間の障害児・者の計画策定率  ⇒児 R3：34.6%、R4：34.8%、R5：30.4%、R6：28.8%、R7：28.7%  者 R3：70.2%、R4：68.5%、R5：66.5%、R6：65.6%、R7：67.2%</p> <p>相談支援専門員の人数（実数と常勤換算数）  ⇒実数 R3:74人、R4:78人、R5:85人、R6:77人、R7:77人  常勤換算 R3:35.3人、R4:36.1人、R5:40.9人、R6:40.0人、R7:40.8人</p> <p>相談支援専門員の常勤一人当たりを担当している障害児・者数  ⇒ 経年データなし。  ※参考：2024.4時点データ  基幹相談支援センターを除く2024.4時点の全28事業所を対象  相談支援専門員1人あたりの利用契約者数（市外在住者含む）  0件：0人、1～9件：7人、10～19件：2人、20～29件：6人、30～39件：2人、40～49件：0人、50～59件：4人、60～69件：0人、70～79件：2人、80～89件：1人、90～99件：1人、100件以上：2人</p> <p>「意図してセルフプランを作成している」以外の割合（アンケート調査で「自身で利用するサービス、事業所を選択できるから」以外と回答している割合）  ⇒ 者 R4：50.1%、R7：46.9%  児 R4：68.6%、R7：67.4%</p>	障害福祉課 事業庶務班
14	資料2_次期計画構成案_第4節施策2_障害福祉サービスの充実	1	川越委員	<p>「地域生活支援拠点等の事業」について、果たしている機能の現状をより具体的に把握するために、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所ごとに、4つの機能のうち「①相談」と「②緊急時の受入・対応」の2つの機能について、令和7年度の実績（相談件数や利用件数）をお示ください。</p>	<p>「①相談」機能については、現時点では統一的な集計・把握は行っておりません。</p> <p>「②緊急時の受入・対応」機能に係る令和7年度実績については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験利用人数：454人（者：451人 児：3人）</li> <li>・事前登録人数：34人（者：12人 児：22人）</li> <li>・緊急時受入利用者：3人（者：3人 児：0人）</li> </ul>	障害福祉課 支援班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
15	資料2_次期計画構成案_第4節施策2_障害福祉サービスの充実	1	川越委員	アンケート調査でも多くの声が寄せられている「親亡き後」に関する不安への対策は重要な課題として深掘りする必要があると思います。そこで、前回までに地域生活支援拠点、緊急一時の登録や利用等について示されたデータを突合して、別紙Cのように経年変化を示す一覧表を作成してみました。 地域生活支援拠点、緊急一時の事前登録者数・体験利用者数（実人数と延べ件数）・利用実績（実人数と延べ件数）、緊急一時の登録外利用者数の経年変化が分かると、議論に資するものと期待します。委員では把握できていない部分は「-」としてありますので、数値を追加するなどして、有益な資料として作成していただければと考えますが、いかがでしょうか。	【別紙参照。】 「-」の箇所を入力しましたのでご確認ください。	障害福祉課 支援班
16	資料2_次期計画構成案_第4節施策3_生活の安定のための支援	1	瀧本委員	第4節・生活安定の支援では、国からの支援が増額等は今年度は変更ないので しょうか？	国手当である「特別児童扶養手当及び特別障害者手当等」については、2025年の物価変動率に基づき変更しています。  【令和7年度⇒令和8年度】（※すべて月額） ○特別児童扶養手当1級 56,800円⇒58,450円 ○特別児童扶養手当2級 37,830円⇒38,930円 ○障害児福祉手当 16,100円⇒16,560円 ○特別障害者手当 29,590円⇒30,450円 ○経過的福祉手当 16,100円⇒16,560円	障害福祉課 給付班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
17	資料2_次期計画構成案_第4節施策4_相談支援体制の充実	1	大友委員	<p>今回の議事2資料2第4節施策4の中には、基幹相談支援センターが地域の体制づくり、支援者の後方支援など、地域の体制づくりのための重要な役割を担っていくことが書かれています。しかし、その他資料4については、基幹相談支援センターの名前が出てきません。基幹が地域づくりをしていくためには、自立支援協議会の中、更に拠点や医ケア児の会議の中に明確に位置づけ、市からの要望、地域課題を真っ先に把握し、それらを取りまとめて動くような、地域のリーダー的役割を担っていただけるような組織づくりが必要なのではと思うのですがいかがでしょうか？</p> <p>資料4のように松戸市には様々な会議体がありますが、それらが別々に動き、地域の課題として一つに整理されていきづらい印象があります。松戸市全体の課題をとりまとめ整理し、全体を見て取り組みを考えていく、その中枢を基幹が担っていくような組織づくりができれば、より有効に地域づくりができていくのではと思いました。そのためには、資料2にあるように、基幹の業務の整理も優先して行って行く必要があると思いました。</p>	<p>基幹相談支援センターにつきましては、地域課題の把握や関係機関との連携調整など、地域の相談支援体制づくりにおいて重要な役割を担うものと認識しております。</p> <p>そのため、令和8年8月の自立支援協議会委員改選にあたり、基幹相談支援センターにも次期委員として参画していただけるように調整を進めております。</p> <p>また、各会議体で議論された内容が相互に共有され、地域課題を横断的に整理できるよう、各会議の冒頭で他会議体の協議内容を報告するなど、会議運営方法についても検討しております。</p> <p>さらに、基幹相談支援センターの業務整理を進め、地域の相談支援体制づくりに注力できる環境整備を検討するとともに、基幹相談支援センターだけではなく、主任相談支援員の方々にもご協力いただきながら、地域の相談支援体制の整備を推進してまいります。</p>	障害福祉課 支援班
18	資料2_次期計画構成案_第4節施策4_相談支援体制の充実	1	江波戸委員	<p>→主任相談支援専門員を位置づけた方が良いのではないかと。</p> <p>→現在の障害者児相談体制において基幹相談支援センター、特定相談支援事業所の二層であるが、重層的な相談支援体制の整備において具体的なイメージがあれば教えていただきたい。(3環境区を横断できる相談機能が望ましい。)</p>	<p>主任相談支援専門員につきましては、主に相談支援連絡会の中心となり運営を行っていただくことにより、地域の相談支援体制の充実を図っていただくことを想定しておりますが、全体像の中でどのような機能を担っていただくことが効果的であるか検討してまいります。</p> <p>重層的な相談支援体制の整備につきましては、基本的には現在の基幹相談支援センターと特定相談支援事業所による2層構造を基本としつつ、基幹相談支援センターの業務整理・役割分担を進めることで、支援者への後方支援や地域課題の整理などより注力できる体制づくりを検討しております。</p> <p>また、3圏域を横断した連携や相談支援機能のあり方につきましても、今後の検討課題と認識しております。</p>	障害福祉課 事業庶務班 支援班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
19	資料2_次期計画構成案_第5節施策2_防犯・防災及び感染症等の対策の推進	1	江波戸委員	本内容を官民で検討する会議体があれば教えていただきたい。 無いようであれば、他市に倣い、あり方検討会における部会の新設が望ましい。	<p>災害時の避難行動要支援者の個別避難計画に関しては、現在、庁内での検討会議体はありますが、ご質問のような官民で協議できる会議体は現状設置されておりません。</p> <p>委員ご指摘のとおり、防災・防犯・感染症対策については、障害分野においても重要な課題であると認識しております。</p> <p>一方で内容が危機管理、保険医療、地域福祉等の複数分野にまたがることから、障害福祉分野単独ではなく、自立支援協議会本会議をはじめとした既存の関係会議や庁内連携の中で、横断的に検討していくことが重要であると考えております。</p> <p>また、今後につきましては、他市事例等も参考にしながら、必要に応じた協議体や部会のあり方についても研究してまいります。</p>	障害福祉課 事業庶務班
20	資料2_次期計画構成案_第5節施策2_防犯・防災及び感染症等の対策の推進	1	川越委員	「障害児」、「障害者」、「要介護高齢者」の3類型のそれぞれについて、過去3年の「総数（母数）」と「個別避難計画を策定した人数」を経年データとしてお示してください。	【別紙参照。】	障害福祉課 事業庶務班
21	資料3_統計データ集	-	川越委員	<p>前回、今回ともに基礎データとなる統計資料が作成されています。これに基づいて、より直感的にデータを把握するために、グラフ化したほうが良い内容もありそうだという議論がこれまでも重ねられています。</p> <p>そこで、例えば、今回の資料に基づくと、別紙A（障害者手帳所持者（数）の経年変化）、B（サービス支給決定者（数）と訓練等給付の利用者（数）の推移）のような図があれば、表の形でデータを示すだけの場合よりも、理解を助ける優れた資料になるものと考えます。いかがでしょうか。</p>	【別紙参照。】	障害福祉課 事業庶務班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
22	資料3_統計データ集	-	川越委員	<p>同様に、各障害福祉サービスの実績等についても、図を用いて視覚化したり、表に増加率などの欄を設けることによって、理解を助ける工夫があるといいのではないかと思料します。</p> <p>議論のたたき台として、令和1年度と令和7年度の実績の比に着目してみると、増加率の大きなサービスとして利用頻度が多い主なものを挙げると、自立訓練（生活訓練）301%増、共同生活介護125%増、児童発達支援115%増、重度訪問介護71%増、就労継続支援（B型）67%増、就労継続支援（A型）58%増、放課後デイサービス42%増などがあることがわかります。</p> <p>このように、経年のトレンドを把握できる資料として整えていただくことを希望します。どの項目について、どのようにとりまとめるのがいいか、ご提案ください。</p>	<p>ご提案のとおり、各障害福祉サービスの実績等につきましても、図による視覚化や増加率の記載など、経年変化を把握しやすくする工夫は重要であると認識しております。</p> <p>計画冊子では、P96～P105の障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策に関するページについて、サービス別の推移や増減傾向が分かるよう、グラフ化や比較表の活用など、経年のトレンドを把握しやすい資料構成を検討しております。</p> <p>今後につきましては、利用実績の推移や増加率、サービスごとの特徴などが分かりやすく伝わるように整理し、次回の素案提示時まで、より効果的な資料作成に取り組んでまいります。</p>	障害福祉課 事業庶務班
23	資料3_統計データ集	11	川越委員	<p>計画相談の欄（No.30, 31）に、「実績（人/年）」と「実績（人/月）」とありますが、それぞれどのような数値なのかを教えてください。</p> <p>また、いずれかのデータを用いることによって、平均のモニタリング間隔を算出する方法があるようでしたら、その算出方法について教えてください。</p>	<p>障害者・障害児ともに、「実績（人/年）」は当該年度（12か月）に計画相談を利用した実利用人数（重複除く）、「実績（人/月）」は当該年の10月時点（1か月）の実利用人数（重複除く）となっております。</p> <p>また、モニタリングにつきましては、国が施行規則で示している標準的な期間を踏まえつつ、利用しているサービスの種別や対象者の状況に応じて、概ね3か月間隔または6か月間隔で実施しております。新規プラン作成後や環境やサービスが著しく変更した後は、3か月連続でモニタリングを実施し、特段の必要性があると認められる場合なども、個別に検討し、実施しております。</p> <p>また、参考値として、「実績（人/年）」と「実績（人/月）」を使用して、平均のモニタリング間隔を概算すると、凡そ以下のようになります。</p> <p>障害者 R3：2.6か月、R4：2.7か月、R5：2.9か月、R6：2.9か月、R7：2.9か月 障害児 R3：2.6か月、R4：2.8か月、R5：2.8か月、R6：2.9か月、R7：2.8か月 となり、概ね3か月前後の頻度でモニタリングが行われていると推測される。</p>	障害福祉課 事業庶務班  CW班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
24	資料3_統計データ集	13	江波戸 委員	<p>NO32            障害者にとって、市内に就労を目的としない居場所が少ない状況である。地域活動支援センターⅠ型が精神障害者を主とした居場所機能を全面的に実施はしているが、就労を目的とした日中活動併用が不可であることから就労への意向を断念する機会が多い。同時に、就労を行っている障害者からも問い合わせが来るが、課内での判断は不可であった(特例対応もあり)。            施策 生活の安定のための支援に該当することから併用・複数設置を含め検討を頂きたい。</p>	<p>地域活動支援センターは、障害者総合支援法において、「障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する施設」と定義されております。</p> <p>障害者の方の居場所や交流の場として、Ⅰ型からⅢ型の3つの類型により、強化すべき機能や職員配置、1日当たりの実利用人員が異なってまいります。</p> <p>日中活動サービスについて、国は「その効果的な支援を図る観点から、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的」と規定しています。財源等制度運用上の観点からも、当市では原則、他の日中活動系サービスとの併給を認めておりません。</p> <p>委員ご指摘のⅠ型利用者の就労系サービスとの併給や、一般就労中の方の利用につきましては、地区担当CWがご相談を伺い、二つの性質が異なる活動を組み合わせることで、より効果的な支援が見込まれる場合など、効果的な支援を行う上で市が特に必要と認める場合には、課内で検討し、特例的に併給を求めています。</p> <p>Ⅰ型の設置基準につきましては、精神保健福祉士等の専門職員の配置が規定されており、主に精神障害を有する方の居場所・交流の場として機能しております。</p> <p>その他、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものとされております。また、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とされております。</p>	障害福祉課 CW班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
25	資料4_各会議体の構成と連携について	1	江波戸委員	①～④の会議体が独立することは仕方のない状況であるが、本会議で作成する計画が各会議体の骨子であるとする。計画遂行における全体進捗の共有が為されることが望ましいが現実的ではないか。 工夫している取り組みがあれば教えてください。	<p>ご指摘の通り、各会議体で議論された内容や地域課題について、相互に共有しながら計画全体の進捗を確認していくことは重要であると認識しております。</p> <p>一方で、各会議体は所掌事項や構成員が異なることから、すべてを一体的に運営することは難しい面もありますが、その中でも連携を図るための工夫が必要であると考えております。</p> <p>具体的には、今後の①～④の会議体開始時に、他の会議体で議論された内容や課題等について概要を共有するなど、会議体同士の情報共有や進捗確認を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、必要に応じて、共有する地域課題について関係会議体間で情報共有を図りながら、計画全体の進捗につなげてまいります。</p>	障害福祉課 事業庶務班
26	資料4_各会議体の構成と連携について	1	川越委員	自立支援協議会において、複数の委員から、医療との連携に課題があるという意見が出され、議論があったとのこと（令和7年度第2回松戸市地域自立支援協議会議事録より）。 この議論を踏まえ、今後、障害福祉と医療との連携をどのように深めるかについて、市のお考えをお聞かせください。	<p>医療と障害福祉との連携に関する課題につきましては、強度行動障害を有する障害児・者の方など、障害特性ゆえに地域での受け入れ可能な医療機関を探すことが容易ではないことや、障害福祉領域の支援者が医療機関に情報連携する際、院内の窓口や職種を含めて、どのようにアクセスして良いか分からない、医療従事者との障害福祉支援者とのコミュニケーション、異なる視点の相互理解や役割分担など、様々な側面があると思われます。</p> <p>市としましては、自立支援協議会相談支援部会等の会議体を有効に活用しながら、医療と障害福祉との連携の有り方や、連携を深める取組みについて検証してまいります。</p>	障害福祉課 CW班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
27	アンケート調査について	-	大友委員	<p>障害者計画策定のためのアンケート調査、について。既に仕上がっているものなので、今後についての意見としてご検討いただけますと幸いです。</p> <p>障害児者、当事者を中心としたアンケート内容になっていますが、それを支える支援者、特に身近なご家族の状況の把握が必要なのではと思います。医ケア児者のサービスの不足の問題は極めて大きく、親御さんの負担が大きいことは明確であります。なので親御さんへのアンケートが非常に充実しているのだと感じます。しかし、他の障害を持つお子さんの親御さんの状況把握も必要と思います。</p> <p>男女ともに働くことが推進されている、また物価高騰が著しいこの時代両親が働いているのは当たり前前の状況にあります。しかし、一人では過ごせない、一人では移動が難しい・或いは危険な状況のお子さんをお持ちの親御さんが、働くにあたって様々な努力や制約が生じているのが実状です。障害児に関しては、就学前は保育園で朝夕お預かりが可能な場合が大半ですが、就学後の夕方、支援してもらえ場所を探すのが本当に大変な状況です。空席があり、親御さんの勤務状況にもあった放課後デイをいくつも当たって探していきます。成人についても、生活介護は15時半終了の場所が殆ど。そこからの過ごしの方もまた考えなくてはいけません。親御さんの就労の条件に合わせるために、支援内容や環境よりも運営時間が優先になることもあります。また長期休暇は特に朝から放課後デイを利用しなければなりません、朝からやっている放デイも生活介護も、現在殆どありません。その時間の支援をどうするかも難題です。</p> <p>また、現在松戸市内の特別支援学校（松戸特支以外）は、高等部になると、余程の事情がない限り、送迎バスも週3日しか利用できなくなるそうです。他2日、一人で通えない子は親御さんが送迎したり、移動支援の通学等支援を利用したりします。ここもサービス調整が必要になりますが居宅の支援の事業所のヘルパーは減少しており、支援者を見つけるのも大変なことです。このタイミングで仕事を減らす、辞めざる得ない親御さんもいると伺いました。卒業してからの自立に向けての練習という意味合いと、実際は高等部からの入学者が増えバスが足りないという理由があるそうです。現在の特別支援学校の生徒の中で、卒業後、一人で通所先に通える可能性のあるおひさまはどれくらいいるのでしょうか。年齢が上がれば子供から手が離れていくのが本来ですが、支援やサービスが充実していなければ重い障害のある子を持つ親御さんたちは、年齢があがるほど、自分の体力もきつくなり、苦しい状況に追い込まれていきます。</p> <p>サービスを希望しても利用できない、と言う部分は数字で出ていますが、上記のような実状についても把握していただけるようなアンケート内容になっていくとよいと思いました。広汎性発達書、知的障害、精神障害をお持ちの親御さんへのアンケートも、何かの機会にしっかり行って行く必要があると思います。</p> <p>沢山書いてしまいましたが、既に議論されている内容でしたら申し訳ありません。</p>	<p>障害者計画策定のためのアンケート調査につきまして、障害者本人だけでなく、支援を担うご家族の生活状況や就労、介護負担等についても把握していく必要があるとの意見をいただきました。</p> <p>特に、放課後や長期休暇中の支援体制、通学や送迎に係る負担、サービス調整の難しさ、保護者の就労継続への影響などにつきましては、障害児者の地域生活を支える上で重要な課題であると認識しております。</p> <p>現在のアンケート調査においても、一部自由記述欄等を設け、生活上の困りごと等を把握しておりますが、委員ご指摘のようなご家族の状況や支援負担の実態については、十分に把握しきれていない面もあると考えております。</p> <p>そのため、今回いただいた意見につきましては、自由記述内容の整理・分析も含め、今後のアンケート調査や実態把握の方法を検討していく際の参考とさせていただきますと考えております。</p>	障害福祉課 事業庶務班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
28	アンケート調査について	209 210	川越委員 (14)	<p>医療的ケア児（者）について、1週間あたりの各施設の利用回数について報告されています。</p> <p>障害児の学校や社会での生活、サービス利用状況の実態について、年齢に応じて、            保育園（幼稚部）→小学校（小学部）、学童→中学校（中学部）→高校（高等部）→就労系事業所に通うことになると思います。</p> <p>加えて、児童発達支援事業所や放課後デイサービス、生活介護など障害福祉サービスを利用している場合が多いと思います。</p> <p>一週間あたりの各施設の利用回数について、学校、放課後デイサービス、生活介護ごとに、回答者の年齢ごとに、かなりの違いが見受けられることもあり、その理由がにわかにはわかりません。</p> <p>そこで、幼少時から、18歳に到達しその後成人するまでの長い期間において、1週間の生活スケジュールや登校状況、利用状況がどのように変化するのが一般的なのかについてイメージできると、会議における議論を助けるものと思料します。</p> <p>そこで、最も頻度が高い事例を想定して、例示していただくと助かります。</p>	<p>【別紙参照。】</p> <p>R元年度に厚労省が作成した医療的ケア児の生活のイメージの資料。</p>	障害福祉課 事業庶務班
29	アンケート調査について	222	川越委員	<p>「短期入所は千葉市と四街道市を利用しており、共に遠い」という意見がありました。</p> <p>松戸市民が利用している短期入所施設について、最も多い事業所上位10カ所の所在地等をお聞かせください。そのうち、医療的ケア児者が利用している事業所は、どこのどのような事業所なのかについて、把握できる範囲でお聞かせください。</p>	<p>松戸市民が利用している短期入所施設について、現時点において、市民利用者数上位10事業所を整理した統計資料を作成しておりません。</p> <p>一方、医療的ケア児者が利用している事業所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レスパイトハウスやまぼうし（松戸市）</li> <li>・愛育園（千葉市）</li> <li>・下志津病院（四街道市）</li> <li>・ぶるーむはうす（柏市）</li> </ul> <p>などがあります。</p>	障害福祉課 事業庶務班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
30	アンケート調査について	318	川越委員	<p>「福祉サービス受給者証の発行の遅延」という記載がありました。</p> <p>障害支援区分認定の申請において、区分認定がない方が障害福祉サービスを利用する必要性が生じた場合に、手帳や医師の診断書により、コンピューターによる一次判定を「暫定区分」として給付を行い、二次判定は審査の順番をまって未来の審査会で行われるという形での例外運用があるとのこと（特例介護給付費にかかる支給決定）。</p> <p>受給者証発行の遅延への対策として、1) 遅滞なく受給者証を発行する方法、2) この例外運用を周知して、その運用を適切に推奨する方法、3) 介護保険認定の審査会で行われているような迅速審査の仕組みを整える方法を思い浮かべました。</p> <p>会議で議論する参考として、過去3年間に例外運用された事例について、その概要をお聞かせください。</p>	<p>障害福祉サービス支給決定前に、緊急的にサービスを利用する必要がある場合に適用される「特例介護給付費」による暫定的な支給決定につきましては、過去3年間において、実績はございませんでした。</p> <p>実績がない要因としては、制度自体の利用場面が限定的であることに加え、一時的に利用者負担が発生する可能性があることなど、利用に当たって一定のハードルがあることも背景にあるものと考えております。</p> <p>また、審査会につきましては、令和7年度から審査体制を2部会⇒4部会に増設したことにより、審査待機期間の短縮に努めているところです。</p> <p>なお、受給者証発行までに時間を要する要因としては、（プランが提出されていない、税の申告がされていないなどの理由で）申請書類などに何かしらの不備、不足があること、及び3月などの業務繁忙期において障害福祉課の事務処理が追いつかないなどが考えられます。</p> <p>今後につきましても、必要な方に適切な時期にサービスをご利用いただけるよう、制度運用や事務処理体制の改善に努めてまいります。</p>	障害福祉課 支援班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
31	アンケート調査について	326	川越委員	<p>「障害の種別や各種のニーズに対応した相談支援」について「今後期待すること」として、「相談内容によって、相談先を振り分ける体制（いわゆる3層構造）が機能することが望ましい」とあります。</p> <p>国の会議体でも、第1層を相談支援事業所、第2層を市町村、第3層を基幹相談支援センターや自立支援協議会が担う、という整理が為されています（参考：厚生労働省 第124市町村職員を対象とするセミナー 行政説明「障害者福祉における相談支援の充実に向けた取組について」スライド53）。</p> <p>これまでの協議会で、繰り返し基幹相談支援センターの負担軽減について議論されていることも踏まえて、改めて現状で松戸市が基幹相談支援センターにどのような業務を仕様書上で委託しているのか、今後どのようにその負担を軽減しつつ、より優先順位が高い業務に注力できる体制を目指すのかについて、現時点での市の考えや検討の方向性をお聞かせください。</p>	<p>現在、基幹相談支援センターへ委託している主な業務としては、相談支援、地域の相談支援体制強化、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、地域生活支援拠点の体制整備、権利擁護・虐待の防止、あり方検討会の運営、居住サポート、認定調査等があります。</p> <p>一方で、基幹相談支援センターにつきましては、地域の相談支援体制づくりや関係機関への後方支援、地域課題の整理など、本来的に求められる役割も大きいことから、現在の業務内容について整理が必要であると認識しております。</p> <p>特に、認定調査業務につきましては、比較的切り分けしやすい業務の一つであると考えており、基幹相談支援センターの負担軽減に向けて、業務量の見直し等を検討しております。</p> <p>今後につきましては、基幹相談支援センターが、個別相談への対応だけでなく、地域の相談支援事業所への後方支援や地域全体の相談支援体制の整備等に、より注力できる体制づくりについて検討を進めてまいります。</p>	障害福祉課 支援班
32	アンケート調査について	327	川越委員	<p>「松戸市障害福祉のあり方検討会の運営」について「今後期待すること」として、「地域生活支援部会の再開」が挙げられています。令和7年度第2回の本協議会でも同様の議論がありました。</p> <p>市のお考えをお聞かせください。</p>	<p>以前設置していた地域生活支援部会につきましては、障害福祉サービスや地域生活に関する課題等について、関係機関が情報共有や意見交換を行う場として運営していたところです。</p> <p>本市としても、障害のある方の地域生活を支えるためには、相談支援、居住支援、緊急時対応、地域とのつながりなど、多様な課題について関係機関が連携しながら協議していくことが重要であると認識しております。</p> <p>一方で、現在は自立支援協議会をはじめ複数の会議体が設置されていることから、それぞれの役割整理や運営方法、協議内容の整理も必要であるとと考えております。</p> <p>いただいたご意見や、これまで本協議会等でいただいたご議論も踏まえ、既存会議体との連携や役割分担も含め、地域課題を継続的に共有・協議できる体制のあり方について、今後検討してまいります。</p>	障害福祉課 事業庶務班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
33	アンケート調査について	328	川越委員	<p>「認定調査業務」について、認定調査に係る問い合わせや受付を障害福祉課で担って欲しい、という趣旨の記載があります。</p> <p>この点について、どのような対策があり得るかについて、他市の例を参考に選択肢を複数お示しください。</p>	<p>認定調査業務につきましては、現在、調査の実施主体と受付・問い合わせ先が一致していることで、申請から日程調整までを比較的円滑に行うことができ、急な調査日の変更調整の連絡にも柔軟に対応しやすいといったメリットがあると考えてます。</p> <p>一方で、委員ご指摘のとおり、利用者や事業所から見ると、「問い合わせ先が分かりづらい」「制度説明や進捗確認を市に直接確認したい」といったご意見があることも認識しております。</p> <p>他市におきましては、認定調査業務を委託しつつ、市が受付・制度説明を担う方式や、認定調査センター等を設置し、問い合わせ窓口を集約している事例があります。</p> <p>本市におきましても、利用者の利便性や基幹相談支援センター等の負担軽減の両面を踏まえながら、受付・問い合わせ体制のあり方にや役割分担について、今後検討してまいります。</p>	障害福祉課 支援班

NO	資料名称	頁	質問者	質問	回答	担当部署
34	アンケート調査について	329	川越委員	<p>「自立支援協議会に基幹相談支援センターが参加できるようにして欲しい」と記載がありました。</p> <p>現在、自立支援協議会の委員に基幹相談支援センターが入っていないとのことですが、次期の委員構成について、現時点での市のお考えをお聞かせください。</p>	<p>自立支援協議会の委員の任期につきましては、R8年7月末迄となっており、R8年8月1日付けで改選を予定しております。</p> <p>基幹相談支援センターにつきましては、地域の相談支援体制の強化や地域課題の把握・整理、関係機関との連携などにおいて重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>そのため、次期の自立支援協議会の構成につきましては、基幹相談支援センターにも参画いただけるよう、現在調整を進めております。</p>	障害福祉課 事業庶務班
35	その他の質問	65	川越委員	<p>まつど3つのあいプラン「具体的な取組み」のNo.2に、「事業名称」として「相談支援事業所連絡会（サポサポ）」とありますが、相談支援事業所連絡会（サポサポ）自体は民間の事業者団体なのだと思います。</p> <p>市の事業として計画に記載するとしたら、事業者団体の活動支援というような趣旨ではないかと考えます。そのために、市としてどのような支援を行うことが効果的かについて、お考えをお聞かせください。</p>	<p>相談支援事業所連絡会（サポサポ）につきましては、民間の相談支援事業所等により構成される自主的な連絡会であると認識しております。</p> <p>一方で、地域の相談支援体制の質の向上や、事業所間の情報共有、支援力向上、人材育成等において重要な役割を果たしているものと考えております。</p> <p>そのため、市としましては、現時点では会議開催に係る会場確保やHPによる周知等の側面的支援を行っておりますが、今後につきましても、連絡会と協議しながら、研修や情報共有の支援、地域課題の共有など、より効果的な支援のあり方について検討してまいります。</p>	障害福祉課 事業庶務班
36	その他の質問	-	佐塚委員	<p>その他の質問</p> <p>「長時間支援体制補助金」について。</p> <p>補助金のハードルを下げて事業所を増やそうとしたものの、実際には予算の関係等で支給が制限されている（減額されている）との指摘があります。</p> <p>事業所が安心して医ケア児を受け入れられるよう、安定的な財政支援を行う考えはありますか？</p>	-	障害福祉課